

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
取締役社長 平野 信行

第10期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席いただきたくご案内申し上げます。ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合には、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁の方法により、平成27年6月24日(水曜日)午後5時10分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日(木曜日) 午前10時(受付開始予定：午前8時30分)
2. 場 所 東京都千代田区北の丸公園2番3号 日本武道館
3. 会議の目的事項

報告事項 第10期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告、計算書類、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

付議事項 <会社提案(第1号議案から第3号議案まで)>

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

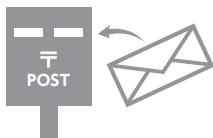
第3号議案 取締役17名選任の件

<株主提案(第4号議案から第5号議案まで)>

第4号議案 定款一部変更の件(男女差別の禁止)

第5号議案 定款一部変更の件(証券子会社における信用取引名義書換料上限設定)

当日ご出席いただけない場合の議決権行使のご案内



▶ 郵送（議決権行使書）により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**平成27年6月24日（水曜日）午後5時10分まで**に到着するようご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。



▶ 電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合

インターネットにより議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただき、**平成27年6月24日（水曜日）午後5時10分まで**に、議決権を行使ください。

詳細につきましては、後記（30頁から31頁まで）の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご高覧いただきますようお願い申し上げます。

また、郵送（議決権行使書）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

お知らせ

1. 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人の資格は、本株主総会において議決権を行使しうる他の株主1名に限るとさせていただきます。
2. 定時株主総会招集ご通知に添付すべき事業報告、計算書類、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の監査報告書謄本は、別添の「第10期 事業報告」に記載のとおりであります。ただし、以下の事項につきましては、法令及び定款第25条の規定に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、「第10期 事業報告」には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表なお、監査役又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類は「第10期 事業報告」に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。
3. 株主総会参考書類等の記載事項について、修正すべき事項が生じた場合には、当社ホームページにて、修正内容を開示いたします。

当社ホームページ <http://www.mufg.jp/>

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案から第3号議案までは、会社提案によるものであります。

<会社提案>

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆さまへの利益還元を重要な経営課題と位置づけ、利益成長を通じた1株当たり配当金の安定的、持続的な増加をめざすことを基本方針としております。

本方針にのっとり、当期末の配当金につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式	1株につき	9円	総額	126,179,834,562円
------	-------	----	----	------------------

普通株式の配当金につきましては、平成26年12月5日に、1株につき9円の間配当を実施しておりますので、当期の普通株式の年間配当は、1株につき18円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月25日

<会社提案>

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、グローバルな金融グループとしての進化及び変革を進めるなか、執行と監督の分離により取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス態勢の更なる高度化を進めるため、指名委員会等設置会社に移行することといたしたいと存じます。これに伴い、各委員会や執行役の規定の追加、監査役や監査役会に係る規定の削除等、所要の変更を行うものであります。なお、定款変更案のうち、執行役の責任を法令に規定する限度内で免除できる旨の規定(定款変更案第40条)の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 第1回第五種優先株式及び第十一種優先株式については、既に全株式が消却済であるため、以下のとおり変更を行いたいと存じます。
 - ① 当社の発行可能株式総数を減少するとともに、第1回第五種優先株式及び第十一種優先株式に係る発行可能種類株式総数を削除するものであります。
 - ② 優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配に関する規定において、第1回第五種優先株式及び第十一種優先株式に関する部分を削除するものであります。取得条項に関する規定において、第1回第五種優先株式に関する部分を削除するものであります。取得請求権及び一斉取得に関する規定において、第十一種優先株式に関する部分を削除するものであります。
- (3) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、規定(定款変更案第34条)を変更するものであります。なお、規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 条数の繰上げ及びその他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行の定款と変更案は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案																																																								
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数等)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>33,800,001,000</u>株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、第1回ないし第4回第五種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて400,000,000株、第1回ないし第4回第六種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて200,000,000株、第1回ないし第4回第七種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて200,000,000株を、それぞれ超えないものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">33,000,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第1回第五種優先株式</td> <td style="text-align: right;">400,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第2回第五種優先株式</td> <td style="text-align: right;">400,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第3回第五種優先株式</td> <td style="text-align: right;">400,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第4回第五種優先株式</td> <td style="text-align: right;">400,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第1回第六種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第2回第六種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第3回第六種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第4回第六種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第1回第七種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第2回第七種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第3回第七種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第4回第七種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第十一種優先株式</td> <td style="text-align: right;">1,000株</td> </tr> </table>	普通株式	33,000,000,000株	第1回第五種優先株式	400,000,000株	第2回第五種優先株式	400,000,000株	第3回第五種優先株式	400,000,000株	第4回第五種優先株式	400,000,000株	第1回第六種優先株式	200,000,000株	第2回第六種優先株式	200,000,000株	第3回第六種優先株式	200,000,000株	第4回第六種優先株式	200,000,000株	第1回第七種優先株式	200,000,000株	第2回第七種優先株式	200,000,000株	第3回第七種優先株式	200,000,000株	第4回第七種優先株式	200,000,000株	第十一種優先株式	1,000株	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、<u>指名委員会等設置会社として</u>、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>指名・ガバナンス委員会 (会社法上の指名委員会である。)</u>、<u>監査委員会</u>および<u>報酬委員会</u></p> <p>3. 執行役</p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数等)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>33,800,000,000</u>株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、第2回ないし第4回第五種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて400,000,000株、第1回ないし第4回第六種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて200,000,000株、第1回ないし第4回第七種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて200,000,000株を、それぞれ超えないものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">33,000,000,000株</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(削 除)</td> </tr> <tr> <td>第2回第五種優先株式</td> <td style="text-align: right;">400,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第3回第五種優先株式</td> <td style="text-align: right;">400,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第4回第五種優先株式</td> <td style="text-align: right;">400,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第1回第六種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第2回第六種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第3回第六種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第4回第六種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第1回第七種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第2回第七種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第3回第七種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第4回第七種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000株</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(削 除)</td> </tr> </table>	普通株式	33,000,000,000株		(削 除)	第2回第五種優先株式	400,000,000株	第3回第五種優先株式	400,000,000株	第4回第五種優先株式	400,000,000株	第1回第六種優先株式	200,000,000株	第2回第六種優先株式	200,000,000株	第3回第六種優先株式	200,000,000株	第4回第六種優先株式	200,000,000株	第1回第七種優先株式	200,000,000株	第2回第七種優先株式	200,000,000株	第3回第七種優先株式	200,000,000株	第4回第七種優先株式	200,000,000株		(削 除)
普通株式	33,000,000,000株																																																								
第1回第五種優先株式	400,000,000株																																																								
第2回第五種優先株式	400,000,000株																																																								
第3回第五種優先株式	400,000,000株																																																								
第4回第五種優先株式	400,000,000株																																																								
第1回第六種優先株式	200,000,000株																																																								
第2回第六種優先株式	200,000,000株																																																								
第3回第六種優先株式	200,000,000株																																																								
第4回第六種優先株式	200,000,000株																																																								
第1回第七種優先株式	200,000,000株																																																								
第2回第七種優先株式	200,000,000株																																																								
第3回第七種優先株式	200,000,000株																																																								
第4回第七種優先株式	200,000,000株																																																								
第十一種優先株式	1,000株																																																								
普通株式	33,000,000,000株																																																								
	(削 除)																																																								
第2回第五種優先株式	400,000,000株																																																								
第3回第五種優先株式	400,000,000株																																																								
第4回第五種優先株式	400,000,000株																																																								
第1回第六種優先株式	200,000,000株																																																								
第2回第六種優先株式	200,000,000株																																																								
第3回第六種優先株式	200,000,000株																																																								
第4回第六種優先株式	200,000,000株																																																								
第1回第七種優先株式	200,000,000株																																																								
第2回第七種優先株式	200,000,000株																																																								
第3回第七種優先株式	200,000,000株																																																								
第4回第七種優先株式	200,000,000株																																																								
	(削 除)																																																								

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条～第12条 (略)</p> <p>第3章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主（本定款において優先株主という。）または優先株式の登録株式質権者（本定款において優先登録株式質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（本定款において普通株主という。）または普通株式の登録株式質権者（本定款において普通登録株式質権者という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を本定款において優先配当金という。）を行う。ただし、当該事業年度において第14条に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>第1回ないし第4回第五種優先株式 1株につき年250円を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第1回ないし第4回第六種優先株式 1株につき年125円を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第1回ないし第4回第七種優先株式 1株につき年125円を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第十一種優先株式 1株につき年5円30銭</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(優先中間配当金)</p> <p>第14条 当社は、第50条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を本定款において優先中間配当金という。）を行う。</p> <p>第1回ないし第4回第五種優先株式 1株につき125円を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第1回ないし第4回第六種優先株式 1株につき62円50銭を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第1回ないし第4回第七種優先株式 1株につき62円50銭を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p>	<p>第7条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主（本定款において優先株主という。）または優先株式の登録株式質権者（本定款において優先登録株式質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（本定款において普通株主という。）または普通株式の登録株式質権者（本定款において普通登録株式質権者という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を本定款において優先配当金という。）を行う。ただし、当該事業年度において第14条に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>第2回ないし第4回第五種優先株式 1株につき年250円を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第1回ないし第4回第六種優先株式 1株につき年125円を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第1回ないし第4回第七種優先株式 1株につき年125円を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>(削 除)</p> <p>②～③ (現行どおり)</p> <p>(優先中間配当金)</p> <p>第14条 当社は、第46条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を本定款において優先中間配当金という。）を行う。</p> <p>第2回ないし第4回第五種優先株式 1株につき125円を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第1回ないし第4回第六種優先株式 1株につき62円50銭を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第1回ないし第4回第七種優先株式 1株につき62円50銭を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第十一種優先株式 1株につき2円65銭</p> <p>(残余財産の分配) 第15条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。 第1回ないし第4回第五種優先株式 1株につき2,500円 第1回ないし第4回第六種優先株式 1株につき2,500円 第1回ないし第4回第七種優先株式 1株につき2,500円 第十一種優先株式 1株につき1,000円</p> <p>② (略)</p> <p>第16条～第17条 (略)</p> <p>(取得条項) 第18条 当社は、第1回ないし第4回第五種優先株式および第1回ないし第4回第六種優先株式発行後、各優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める期間を経過した後は、当該取締役会決議で定める市場実勢を勘案して妥当と認められる取得価額の金銭の交付と引換えに、当該優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。</p> <p>② (略)</p> <p>(取得請求権) 第19条 (略) ②第十一種優先株主は、別紙に定める当該優先株式の取得を請求することができる期間中、当社が当該優先株式を取得すると引換えに当該別紙に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>(一斉取得) 第20条 (略) ②当社は、取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった第十一種優先株式を、当該優先株式につき取得を請求することができる期間の末日の翌日をもって取得し、</p>	<p>(削 除)</p> <p>(残余財産の分配) 第15条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。 第2回ないし第4回第五種優先株式 1株につき2,500円 第1回ないし第4回第六種優先株式 1株につき2,500円 第1回ないし第4回第七種優先株式 1株につき2,500円</p> <p>(削 除)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(取得条項) 第18条 当社は、第2回ないし第4回第五種優先株式および第1回ないし第4回第六種優先株式発行後、各優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める期間を経過した後は、当該取締役会決議で定める市場実勢を勘案して妥当と認められる取得価額の金銭の交付と引換えに、当該優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(取得請求権) 第19条 (現行どおり) (削 除)</p> <p>(一斉取得) 第20条 (現行どおり) (削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>これと引換えに1株につき1,000円を同日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が802円60銭を下回るときは、1株につき1,000円を802円60銭で除して得られる数の普通株式を交付する。</p> <p>③ (略)</p> <p>④前三項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第22条 第51条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。</p> <p>第4章 株 主 総 会</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(議長)</p> <p>第24条 株主総会の議長は、取締役社長がその任に当たる。</p> <p>②取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</p> <p>第25条～第29条 (略)</p> <p>第5章 取締役および取締役会</p> <p>第30条～第31条 (略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第32条 取締役会は、その決議をもって、取締役のうちから代表取締役を選定する。</p> <p>②代表取締役は、各自当会社を代表する。</p> <p>③取締役会の決議により、取締役社長を選定する。</p> <p>④取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p>	<p>② (現行どおり)</p> <p>③前三項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第22条 第47条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。</p> <p>第4章 株 主 総 会</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(議長)</p> <p>第24条 株主総会の議長は、代表執行役社長を兼務する取締役がその任に当たる。</p> <p>②代表執行役社長を兼務する取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</p> <p>第25条～第29条 (現行どおり)</p> <p>第5章 取締役および取締役会</p> <p>第30条～第31条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会)</p> <p>第33条 取締役会は、当会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>②取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長に当たる。取締役会長に事故あるときまたは取締役会の決議により取締役会長を選定しないときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>③取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この限りでない。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>⑥取締役会の議事については、法令で定めるところに従い、議事録に記載または記録し、出席した取締役および出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第32条 取締役会は、当会社の業務執行を決定し、執行役および取締役の職務の執行を監督する。</p> <p>②取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、業務執行の決定を執行役に委任することができる。</p> <p>③取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長に当たる。取締役会においてあらかじめ定めた取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>④取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この限りでない。</p> <p>⑤ (現行どおり)</p> <p>⑥当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>⑦取締役会の議事については、法令で定めるところに従い、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第34条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>第35条 (略)</p>	<p>第33条 (現行どおり)</p>
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第36条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第34条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>
<p>第6章 監査役および監査役会</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>(員数および選任方法)</p> <p>第37条 当会社の監査役は7名以内とし、株主総会において選任する。</p> <p>②監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第38条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	(削 除)
<p>(常勤監査役) 第39条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を若干名選定する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会) 第40条 監査役会は、法令に定める権限を有するほか、監査役の職務の執行に関する事項を決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。 ②監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この限りでない。 ③監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 ④監査役会の議事については、法令で定めるところに従い、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</p>	(削 除)
<p>(監査役の報酬等) 第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)
<p>(監査役の責任免除) 第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任について、当該監査役が善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、免除することができる。</p>	(削 除)
<p>(社外監査役との責任限定契約) 第43条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	(削 除)
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p>第6章 委 員 会 (委員の選定方法) 第35条 指名・ガバナンス委員会（会社法上の指名委員会</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>である。)、監査委員会および報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。</p>
(新 設)	<p>(各委員会の権限等)</p>
	<p>第36条 指名・ガバナンス委員会（会社法上の指名委員会である。）、監査委員会および報酬委員会の各委員会に関する事項については、法令、本定款または取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める規則による。</p>
(新 設)	<p>第7章 執 行 役</p>
(新 設)	<p>(選任方法)</p>
	<p>第37条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。</p>
(新 設)	<p>(任期)</p>
	<p>第38条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</p>
(新 設)	<p>(代表執行役および役付執行役)</p>
	<p>第39条 代表執行役は、取締役会の決議によって執行役の中から選定する。 ②取締役会の決議によって、執行役社長、執行役会長、執行役副会長、執行役副社長、執行役専務および執行役常務を定めることができる。</p>
(新 設)	<p>(執行役の責任免除)</p>
	<p>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、執行役（執行役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任について、当該執行役が善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、免除することができる。</p>
第7章 会計監査人	第8章 会計監査人
第44条～第45条 (略)	第41条～第42条 (現行どおり)
	(削 除)
(会計監査人の報酬等)	
第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	
第8章 計 算	第9章 計 算
第47条～第51条 (略)	第43条～第47条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(別紙) 第十一種優先株式の取得請求権 第十一種優先株主は、下記1.に定める第十一種優先株式の取得を請求することができる期間中、当社が当該優先株式を取得すると引換えに下記2.および3.に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>1. 取得を請求することができる期間 第十一種優先株式発行の日から平成26年7月31日までとする。</p> <p>2. 取得と引換えに交付すべき普通株式数 第十一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得を請求した第十一種優先株式数} \times 1,000\text{円}}{\text{取得価額}}$ <p>取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株の位まで算出し、その1株の位を切り上げる。この結果、単元未満株式が生じたときは、単元未満株式の買取請求が行使されたものとし、現金精算する。</p> <p>3. 取得価額等の条件 a. 当初取得価額 当初取得価額は、918,700円とする。 b. 取得価額の修正 取得価額は、平成18年7月15日以降平成25年7月15日まで毎年7月15日（ただし、当該日が東京証券取引所において、当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）のある日（以下本項において「取引日」という。）でない場合にはその直前の取引日。以下それぞれ「決定日」という。）（当日も含む。）に終了する、30取引日（以下「修正計算期間」という。）の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（1円未満</p>	<p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第10期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任について、当該監査役が善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款

変 更 案

は切り上げる。)が当該決定日現在有効な取得価額を1円以上下回る場合には、当該決定日直後の8月1日(以下「効力発生日」という。)において、上記計算の結果算出された金額に修正されるものとする。

ただし、それぞれの算出金額が918,700円(ただし、下記c.の調整を受ける。)(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合は、下限取得価額を修正後取得価額とする。なお、修正計算期間において、下記c.に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は下記c.に準じて調整される。

c. 取得価額の調整

A. 第十一種優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する。ただし、取得価額調整式により計算される取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

$$\frac{\text{既発行普通株式数} \pm \frac{\text{新規発行・処分普通株式数}}{\text{1株当たり時価}} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}$$

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times (\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数})}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

①取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当会社の有する普通株式を処分する場合(当会社の普通株式の交付と引換えに当会社により取得される証券(権利)もしくは証券(権利)の保有者が当会社に対し当会社の普通株式の交付と引換えに当該証券(権利)を取得させることができる証券(権利)の取得による場合、または新株予約権の行使による場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日もしくは払込期間の末日の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

②普通株式の分割または普通株式の無償割当てを行う場合(自己株式の処分を行う場合を含む。)

調整後取得価額は、株式の分割または無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割または無償割当てを行う(自己株式の処分を行う場合を含む。)旨取締役会で決議する場合で、当該資本金

現 行 定 款	変 更 案
<p>の額の増加の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割または無償割当てのための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該資本金の額の増加の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式もしくは当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）または証券（権利）の保有者が当会社に対し当会社の普通株式の交付もしくは当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引換えに当会社に当該証券（権利）を取得させることができる証券（権利）を発行する場合、またはかかる時価を下回る価額を行使価額として当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権（新株予約権付社債を含む。）を発行（無償割当てを含む。）する場合調整後取得価額は、その証券（権利）の払込期日もしくは払込期間の末日、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）のすべてについての取得またはすべての新株予約権の行使が行われたものとみなし、その払込期日もしくは払込期間の末日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>B. 前項各号に掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合には、当会社取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。</p> <p>C. 取得価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記c. A. ②ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に、上記c. A. またはB. に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記c. A. またはB. に準じて調整される。</p> <p>D. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式に使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日の、また、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1カ月前</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>の日ににおける当会社の発行済普通株式数（ただし、当会社の有する普通株式数を除く。）とする。</p> <p>E. <u>取得価額調整式に使用する1株当たり払込金額とは、(1)上記c. A. ①の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当会社の有する普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、(2)上記c. A. ②の普通株式の分割または普通株式の無償割当てを行う場合（自己株式の処分を行う場合を含む。）は0円、(3)上記c. A. ③の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式もしくは当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）または証券（権利）の保有者が当会社に対し当会社の普通株式の交付もしくは当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引換えに当会社に当該証券（権利）を取得させることができる証券（権利）を発行する場合、またはかかる時価を下回る価額を行使価額として当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権（新株予約権付社債を含む。）を発行（無償割当てを含む。）する場合には、当該取得価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。</u></p> <p>F. <u>取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p>G. <u>取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差引いた額を使用する。</u></p>	

<会社提案>

第3号議案 取締役17名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行いたします。それに伴い、取締役15名及び監査役5名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役17名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の 種類及び数
1	その 園 きよし 潔 (昭和28年4月18日生)	昭和51年 4 月 株式会社三和銀行入行 平成16年 6 月 株式会社UFJ銀行執行役員戦略開発部担当 平成18年 1 月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員 平成18年 5 月 同行常務執行役員 平成22年 5 月 同行専務執行役員 平成24年 5 月 当社常務執行役員 平成24年 6 月 株式会社三菱東京UFJ銀行副頭取 平成26年 5 月 同行取締役副会長（現在に至る） 平成26年 6 月 当社取締役会長（現在に至る） (重要な兼職の状況) 株式会社三菱東京UFJ銀行取締役副会長 三菱UFJニコス株式会社取締役	普通株式 47,420株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の 種類及び数
2	わかばやし たつ お 若林 辰雄 (昭和27年9月29日生)	昭和52年 4 月 三菱信託銀行株式会社入社 平成16年 6 月 同社執行役員営業第3部長 平成17年10月 三菱UFJ信託銀行株式会社執行役員 平成18年 6 月 同社常務執行役員 平成20年 6 月 同社常務取締役 平成21年 6 月 同社専務取締役 平成22年 6 月 当社常務執行役員 平成23年 6 月 当社取締役 平成24年 4 月 三菱UFJ信託銀行株式会社取締役社長 平成25年 4 月 当社取締役副会長 (現在に至る) 平成25年12月 三菱UFJ信託銀行株式会社取締役社長兼取締役会長 (現在に至る) (担当) 内部監査担当 (重要な兼職の状況) 三菱UFJ信託銀行株式会社取締役社長兼取締役会長	普通株式 21,400株
3	なが おか たかし 長岡 孝 (昭和29年3月3日生)	昭和51年 4 月 株式会社三菱銀行入行 平成15年 6 月 株式会社東京三菱銀行執行役員京都支社長 平成18年 1 月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員 平成18年 5 月 同行常務執行役員 平成20年 4 月 当社常務執行役員 平成20年 6 月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務取締役 平成22年 5 月 同行専務執行役員 平成23年 4 月 当社常務執行役員 平成23年 6 月 株式会社三菱東京UFJ銀行副頭取 平成26年 6 月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社取締役社長 兼最高経営責任者 (現在に至る) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社取締役社長 兼最高経営責任者 (現在に至る) 当社取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社取締役社長兼最高経営責任者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社取締役社長兼最高経営責任者	普通株式 386,940株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の 種類及び数
4	ひらの のぶ ゆき 平野 信行 (昭和26年10月23日生)	昭和49年 4月 株式会社三菱銀行入行 平成13年 6月 株式会社東京三菱銀行執行役員営業第一本部営業第二部長 平成16年 7月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ執行役員 平成17年 5月 株式会社東京三菱銀行常務執行役員 平成17年 6月 同行常務取締役 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ取締役 平成17年10月 当社取締役 平成18年 1月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務取締役 平成20年10月 同行専務取締役 平成21年 6月 同行副頭取 当社常務執行役員 平成22年 6月 当社取締役 平成22年10月 当社取締役副社長 平成24年 4月 株式会社三菱東京UFJ銀行頭取 (現在に至る) 当社取締役 平成25年 4月 当社取締役社長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 株式会社三菱東京UFJ銀行頭取	普通株式 36,300株
5	(新任) おやま だ たかし 小山田 隆 (昭和30年11月2日生)	昭和54年 4月 株式会社三菱銀行入行 平成17年 6月 株式会社東京三菱銀行執行役員総合企画室室長 (特命担当) 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ執行役員 平成17年10月 当社執行役員 平成18年 1月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員 平成21年 1月 同行常務執行役員 平成21年 6月 同行常務取締役 当社取締役 平成24年 5月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務執行役員 平成25年 5月 同行専務執行役員 平成26年 6月 同行副頭取 (現在に至る) 平成27年 5月 当社副社長執行役員 (現在に至る) (担当) 業務全般総括 (重要な兼職の状況) 株式会社三菱東京UFJ銀行副頭取	普通株式 41,850株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の 種類及び数
6	<p>くろ だ ただ し 黒田 忠司 (昭和33年6月7日生)</p>	<p>昭和56年 4月 株式会社三和銀行入行 平成20年 4月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員融資部長 平成23年 6月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社専務執行役員 同社取締役専務執行役員 平成25年 5月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務執行役員 平成26年 5月 当社常務執行役員 平成26年 6月 三菱UFJ信託銀行株式会社取締役 (現在に至る) 当社常務取締役 平成27年 5月 当社専務取締役 (現在に至る)</p> <p>.....</p> <p>(担当) 企画担当 (重要な兼職の状況) 三菱UFJ信託銀行株式会社取締役 三菱UFJリース株式会社取締役</p>	<p>普通株式 94,900株</p>
7	<p>(新任) とく なり むね あき 徳成 旨亮 (昭和35年3月6日生)</p>	<p>昭和57年 4月 三菱信託銀行株式会社入社 平成21年 6月 三菱UFJ信託銀行株式会社執行役員 当社執行役員財務企画部長兼経営企画部副部長 兼リスク統括部部長 (特命担当) 平成23年 6月 三菱UFJ信託銀行株式会社常務執行役員 平成24年 4月 同社常務取締役 平成24年 6月 当社取締役 平成25年 6月 三菱UFJ信託銀行株式会社専務取締役 (現在に至る) 平成26年 6月 当社常務執行役員 (現在に至る)</p> <p>.....</p> <p>(重要な兼職の状況) 三菱UFJ信託銀行株式会社専務取締役</p>	<p>普通株式 55,600株</p>

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の 種類及び数
8	(新任) やす だ まさ みち 安田 正道 (昭和35年8月22日生)	昭和58年 4月 株式会社東京銀行入行 平成21年 6月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員ユニオン・バンク派遣 平成23年 5月 当社執行役員 平成26年 5月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務執行役員 (現在に至る) 平成27年 5月 当社常務執行役員 (現在に至る) (担当) コンプライアンス並びにリスク管理担当 (重要な兼職の状況) 株式会社三菱東京UFJ銀行常務執行役員	普通株式 9,600株
9	(新任) み くも たかし 三雲 隆 (昭和32年9月8日生)	昭和55年 4月 東洋信託銀行株式会社入社 平成19年 6月 三菱UFJ信託銀行株式会社執行役員証券代行部長 当社執行役員 平成21年 6月 三菱UFJ信託銀行株式会社常務取締役 平成24年 6月 同社専務取締役 平成25年 6月 当社常勤監査役 (現在に至る)	普通株式 252,700株
10	(新任) しま もと たけ ひこ 島本 武彦 (昭和34年11月15日生)	昭和57年 4月 株式会社三菱銀行入行 平成20年 4月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員オペレーションサービス 企画部長兼お客さまセキュリティ対策室長 当社執行役員 平成24年 5月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務執行役員 当社常務執行役員 平成24年 6月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 株式会社三菱東京UFJ銀行常務取締役	普通株式 8,300株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の 種類及び数
13	<p>おか もと くに え 岡本 圀衛 (昭和19年9月11日生)</p> <p>社外取締役</p>	<p>昭和44年 6 月 日本生命保険相互会社入社 平成 7 年 7 月 同社取締役 平成11年 3 月 同社常務取締役 平成14年 3 月 同社専務取締役 平成17年 4 月 同社代表取締役社長 平成17年 6 月 株式会社UFJホールディングス監査役 平成17年10月 当社監査役 平成23年 4 月 日本生命保険相互会社代表取締役会長 (現在に至る) 平成26年 6 月 当社取締役 (現在に至る)</p> <p>.....</p> <p>(重要な兼職の状況) 日本生命保険相互会社代表取締役会長 近鉄グループホールディングス株式会社取締役 東京急行電鉄株式会社監査役 株式会社ダイセル監査役</p>	<p>普通株式 46,136株</p>
14	<p>おく だ つとむ 奥田 務 (昭和14年10月14日生)</p> <p>社外取締役</p>	<p>昭和39年 4 月 株式会社大丸入社 平成 3 年 9 月 株式会社大丸オーストラリア代表取締役 平成 7 年 5 月 株式会社大丸取締役 平成 8 年 5 月 同社代表取締役常務取締役 平成 9 年 3 月 同社代表取締役社長 平成15年 5 月 同社代表取締役会長兼最高経営責任者 平成19年 9 月 同社代表取締役会長 J.フロント リテイリング株式会社代表取締役社長 兼最高経営責任者 平成22年 3 月 同社代表取締役会長兼最高経営責任者 平成25年 1 月 株式会社日本取引所グループ取締役 (現在に至る) 平成25年 4 月 J.フロント リテイリング株式会社取締役相談役 平成26年 5 月 同社相談役 (現在に至る) 平成26年 6 月 当社取締役 (現在に至る)</p> <p>.....</p> <p>(重要な兼職の状況) J.フロント リテイリング株式会社相談役 株式会社日本取引所グループ取締役</p>	<p>普通株式 2,700株</p>

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の 種類及び数
15	(新任) かわ かみ ひろし 川上 博 (昭和24年5月3日生) 社外取締役	昭和47年 4月 トヨタ自動車販売株式会社入社 平成15年 6月 トヨタ自動車株式会社常務役員 平成19年 6月 同社専務取締役 平成20年 6月 豊田通商株式会社取締役副社長 平成21年 6月 中部国際空港株式会社代表取締役社長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 中部国際空港株式会社代表取締役社長 (平成27年6月24日付で同社相談役に就任予定)	普通株式 0株
16	(新任) さ とう ゆき ひろ 佐藤 行弘 (昭和22年3月12日生) 社外取締役	昭和44年 4月 三菱電機株式会社入社 平成13年 6月 同社取締役経理部長 平成15年 4月 同社常務取締役経理部長 平成15年 6月 同社取締役上席常務執行役経理部長 平成17年 4月 同社取締役専務執行役 平成19年 4月 同社取締役代表執行役・執行役副社長 平成21年 4月 同社取締役 平成21年 6月 同社常任顧問 平成25年 6月 同社特別社友 平成26年 6月 当社監査役 (現在に至る) 平成26年 7月 三菱電機株式会社社友 (現在に至る)	普通株式 10,800株
17	(新任) やま て あきら 山手 章 (昭和27年11月23日生) 社外取締役	昭和52年11月 プライスウォーターハウス会計事務所入所 昭和58年 3月 公認会計士登録 平成 3年 7月 青山監査法人代表社員 Price Waterhouseパートナー 平成12年 4月 中央青山監査法人代表社員 PricewaterhouseCoopersパートナー 平成18年 9月 あらた監査法人代表社員 平成25年 6月 あらた監査法人退職 野村不動産ホールディングス株式会社監査役 (現在に至る) 野村不動産株式会社監査役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 野村不動産ホールディングス株式会社監査役 野村不動産株式会社監査役	普通株式 0株

- (注) 1. 川本裕子氏は、元株式会社東京銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）行員であるため社外取締役の要件を満たしていませんが、退職後25年以上に及び経営コンサルタントや大学院教授としての豊富な経験と見識を有し、当社からの独立性は社外取締役と同等であると考えております。社外の視点から業務執行に対する監督を行う取締役として、選任をお願いするものであります。
2. 長岡孝氏は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の取締役社長兼最高経営責任者を兼務しております。当社と本社との間には、株式や債券等金融商品に関する取引関係等があります。他の候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 園潔、若林辰雄、平野信行、黒田忠司の4氏は、当社の代表取締役であります。
4. 松山遙、岡本囀衛、奥田務、川上博、佐藤行弘、山手章の6氏は、社外取締役候補者であります。また、当社は、松山遙、岡本囀衛、奥田務、佐藤行弘の各氏を株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。なお、川上博、山手章の各氏は、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
5. 上記6氏を社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。なお、各氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。

氏名	社外取締役候補者とした理由（独立性に関する補足説明）
松山 遙	<p>弁護士として培われた幅広い経験と法務全般への高い識見を有しており、当社の経営全般の監督をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。</p> <p>【独立性に関する補足説明】 同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。</p> <p>なお、同氏は日比谷パーク法律事務所のパートナーを務めておりますが、同事務所と当社との間における平成26年度の取引額は、同事務所の売上高及び当社連結業務粗利益の1%未満であります。</p>
岡本 囀衛	<p>日本を代表する金融機関の経営者として幅広い経験と高い識見を有しており、当社の経営全般の監督をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>【独立性に関する補足説明】 同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。</p> <p>なお、同氏は日本生命保険相互会社の代表取締役会長を務めておりますが、同社と当社グループとの間における平成26年度の取引額は、同社経常収益及び当社連結業務粗利益の1%未満であります。</p>
奥田 務	<p>日本を代表する流通業の会社経営者を歴任され、幅広い経験と高い識見を有しており、当社の経営全般の監督をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>【独立性に関する補足説明】 同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。</p> <p>なお、同氏はJ.フロント リテイリングの相談役を務めておりますが、同社と当社グループとの間における平成26年度の取引額は、同社連結売上高及び当社連結業務粗利益の1%未満であります。</p>

氏名	社外取締役候補者とした理由（独立性に関する補足説明）
川上 博	<p>グローバルな製造業の会社経営に携われ、幅広い経験と高い識見を有しており、当社の経営全般の監督をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>【独立性に関する補足説明】 同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。 なお、同氏は過去にトヨタ自動車株式会社の専務取締役を務めておりましたが、平成20年6月に取締役を退任し、すでに6年以上経過しており、取締役退任後は同社の経営には関与しておらず、業務執行も行っておりません。 また、同社と当社グループとの間における平成26年度の取引額は、同社連結売上高及び当社連結業務粗利益の1%未満であります。</p>
佐藤 行弘	<p>会社経営者及び経済産業省企業財務委員会委員長や金融庁企業会計審議会臨時委員等の公職を歴任し、幅広い見識とともに、企業財務・会計制度に関する専門的な知見を有しており、当社の社外監査役として監査に反映いただいておりますが、さらに、当社の経営全般の監督をいただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社の社外監査役としての在任期間は、退任予定である本総会終結の時をもって1年となります。</p> <p>【独立性に関する補足説明】 同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。 なお、同氏は三菱電機株式会社の社友を務めておりますが、平成21年6月に取締役を退任し、すでに5年以上経過しており、取締役退任後は同社の経営には関与しておらず、業務執行も行っておりません。 また、同社と当社グループとの間における平成26年度の取引額は、同社連結売上高及び当社連結業務粗利益の1%未満であります。</p>
山手 章	<p>公認会計士として培われた幅広い経験と会計及び監査への高い識見を有しており、当社の経営全般の監督をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>【独立性に関する補足説明】 同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。 なお、同氏は過去にあらた監査法人代表社員を務めておりましたが、平成25年6月に同監査法人を退職しており、退職後は同監査法人の運営には関与しておりません。</p>

(注) 当社グループ：当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社

6. 岡本紈衛氏が近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）の社外取締役在任中に、同社は、同社が運営し、同社子会社へその営業に関する一切を委託している旅館等及びホテル施設のメニュー等において、不当景品類及び不当表示防止法に違反する表示があったため、平成25年12月に消費者庁長官から措置命令を受けました。同氏は、日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。また、当該事実の発生後は、再発防止のための提言を行うなど社外取締役として必要な対応を行い、その職責を果たしております。

7. 社外取締役候補者の当社社外取締役としての在任期間は次のとおりであります。

氏名	就任してからの在任期間
松山 遙	1年
岡本 囀衛	1年
奥田 務	1年

8. 当社は、社外取締役である松山遙、岡本囀衛、奥田務の3氏及び社外監査役である佐藤行弘氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、次の内容の責任限定契約を締結しております。

(責任限定契約の内容の概要)

会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、金1千万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、損害賠償責任を負担するものとする。

また、社外取締役候補者である川上博、佐藤行弘、山手章の3氏及び業務執行取締役等ではない取締役候補者である三雲隆、島本武彦、川本裕子の3氏が本総会において取締役に選任された場合、「第2号議案 定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、各氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、次の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

(責任限定契約の内容の概要)

会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、金1千万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、損害賠償責任を負担するものとする。

9. 松山遙氏の戸籍上の氏名は加藤遥であります。
10. 本議案が承認された場合、委員会の構成及び委員長について以下を予定しております。
- 指名・ガバナンス委員会(会社法上の指名委員会)：奥田務(委員長)、川本裕子、松山遙、岡本囀衛、川上博、平野信行
- 報酬委員会：岡本囀衛(委員長)、川本裕子、松山遙、奥田務、川上博、平野信行
- 監査委員会：山手章(委員長)、松山遙、佐藤行弘、三雲隆、島本武彦

<ご参考>当社「社外取締役の独立性判断基準」

1. (1) 当社又はその子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人(以下「業務執行者」という。)ではなく、かつ、その就任の前10年間に於いて当社又はその子会社の業務執行者ではなかったこと
- (2) その就任の前10年内のいずれかの時に於いて当社又はその子会社の取締役、会計参与又は監査役であったことがある者(業務執行者であったことがあるものを除く。)に於いては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任前10年間に於いて当社又はその子会社の業務執行者ではなかったこと
2. (1) 当社若しくはその主要子会社(注1)を主要な取引先(注2)とする者又はその業務執行者ではなく、また、過去3年間に於いてその業務執行者ではなかったこと
- (2) 当社若しくはその主要子会社の主要な取引先又はその業務執行者ではなく、また、過去3年間に於いてその業務執行者ではなかったこと
3. コンサルタント、会計専門家又は法律専門家については、当社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間10百万円を超える金銭その他の財産を得ている者ではなく、当社を主要な取引先(注3)とする会計・法律事務所等の社員等ではないこと
4. 当社若しくはその子会社の取締役、執行役、執行役員又は上記2、3の要件に基づき当社からの独立性が確保されていないと判断する者の配偶者又は二親等内の親族ではないこと
5. 当社の現在の主要株主(注4)又はその業務執行者ではないこと
6. 当社又はその子会社の監査法人又は当該監査法人の社員等ではなく、過去3年間、当該社員等として当社又はその子会社の監査業務を担当したことがないこと

(注1)「主要子会社」：株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社

(注2)「主要な取引先」：年間連結売上高(当社の場合年間連結業務粗利益)の2%以上を基準に判定

(注3)「主要な取引先」：年間売上高の2%以上を基準に判定

(注4)「主要株主」：総議決権の10%以上を保有する株主

<株主提案（第4号議案から第5号議案まで）>

第4号議案から第5号議案までは、株主からのご提案によるものであります。

<株主提案>

第4号議案 定款一部変更の件（男女差別の禁止）

1. 提案内容

以下の条文を定款に加える。

「グループ企業における顧客サービスについて男女差別を禁止する。但し、男子・女子の身体的機能の違いについては配慮することもできる」

2. 提案理由

グループ企業であるカブドットコム証券における「女子割」は明らかな男女差別であり憲法にも反する。即刻廃止すべき内容である。今後においてもグループ企業における男女差別を無くすために、男女差別禁止を定款で定めるべきである。

〔(会社社) 以上は、株主から提出された株主提案権行使書に記載された提案内容及び提案理由を原文のまま記載したものです。〕

○取締役会の意見

本議案に反対いたします。

本件は、グループ会社の営業戦略に関するものであり、当社グループにおいて迅速かつ適切に決定する必要があるため、これを当社定款に定めることは適切ではないと考えます。

また、本サービスは、将来有望な市場参加者になりえる女性に着目した営業戦略であり、合理的かつ一般的な営業戦略であるため、性別による不当な差別的取扱いに該当するものではないと考えます。

当社グループとしては、今後もお客様のニーズや環境の変化に応じて最適な商品・サービスを提供してまいりたいと考えております。

従って、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

<株主提案>

第5号議案 定款一部変更の件（証券子会社における信用取引名義書換料上限設定）

1. 提案内容

以下の条文を定款に加える。

「傘下の証券会社（金融商品取引業）における信用取引の名義書換料に上限を設定する」

2. 提案理由

現在は昔と違い、1単元当りの取引価格がみずほFG等1～2万円程度のもものが多くなってきており、十万株単位で取引していると数十万円のもの名義書換料が発生することもある。提案者は20万円を2度余儀なく支払わされた。制度が作られたのは昔の1単位の取引が基本額面5万円を基準としており、ほとんどが10～20万円を超えるものであり、株券も発行されていた時代で1枚1枚株券にスタンプ（手書き）を押して名義書換手続きしていた。今は電子化でクリック一つ伝票1枚流すだけになっており、時代に合わない制度となっている。尚、単元は単元株制度・単位は昔の単位株制度を意味する。

〔(会社注) 以上は、株主から提出された株主提案権行使書に記載された提案内容及び提案理由を原文のまま記載したものです。〕

○取締役会の意見

本議案に反対いたします。

本件は、グループ会社の営業戦略に関するものであり、当社グループにおいて迅速かつ適切に決定する必要があるため、これを当社定款に定めることは適切ではないと考えます。

また、当社グループの証券会社の信用取引権利処理等手数料（名義書換料）は、原則として証券金融会社に支払う費用に相当する料率に合わせて設定しており、上限を設定した場合には、証券金融会社への支払金額が本手数料を上回る取引の発生が想定されるため、営業戦略として現行の手数料率が適切と考えております。

従って、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

以 上

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて



インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo! ケータイ）* から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します）

* 「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo! ケータイ」はソフトバンクモバイル㈱の商標、登録商標又はサービス名です。

（注）インターネットによる議決権行使には議決権電子行使プラットフォームを利用した議決権行使を含みます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

（パソコンの場合）

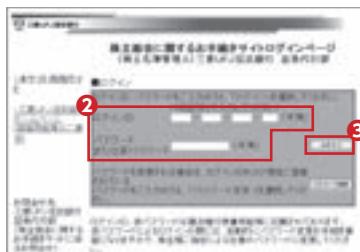
議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

1 議決権行使サイトへアクセスする



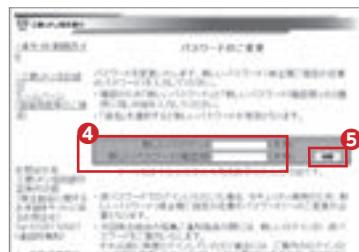
① 「次の画面へ」をクリック

2 ログインする



② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
③ 「ログイン」をクリック

3 パスワードを登録する



④ 新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード（確認用）入力欄」の両方に入力。パスワードはお忘れにならないようご注意ください。
⑤ 「送信」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

インターネットによる議決権行使は、**平成27年6月24日(水曜日)午後5時10分まで**受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

ご注意事項

- 株主さま以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 - (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 午前9時から午後9時まで

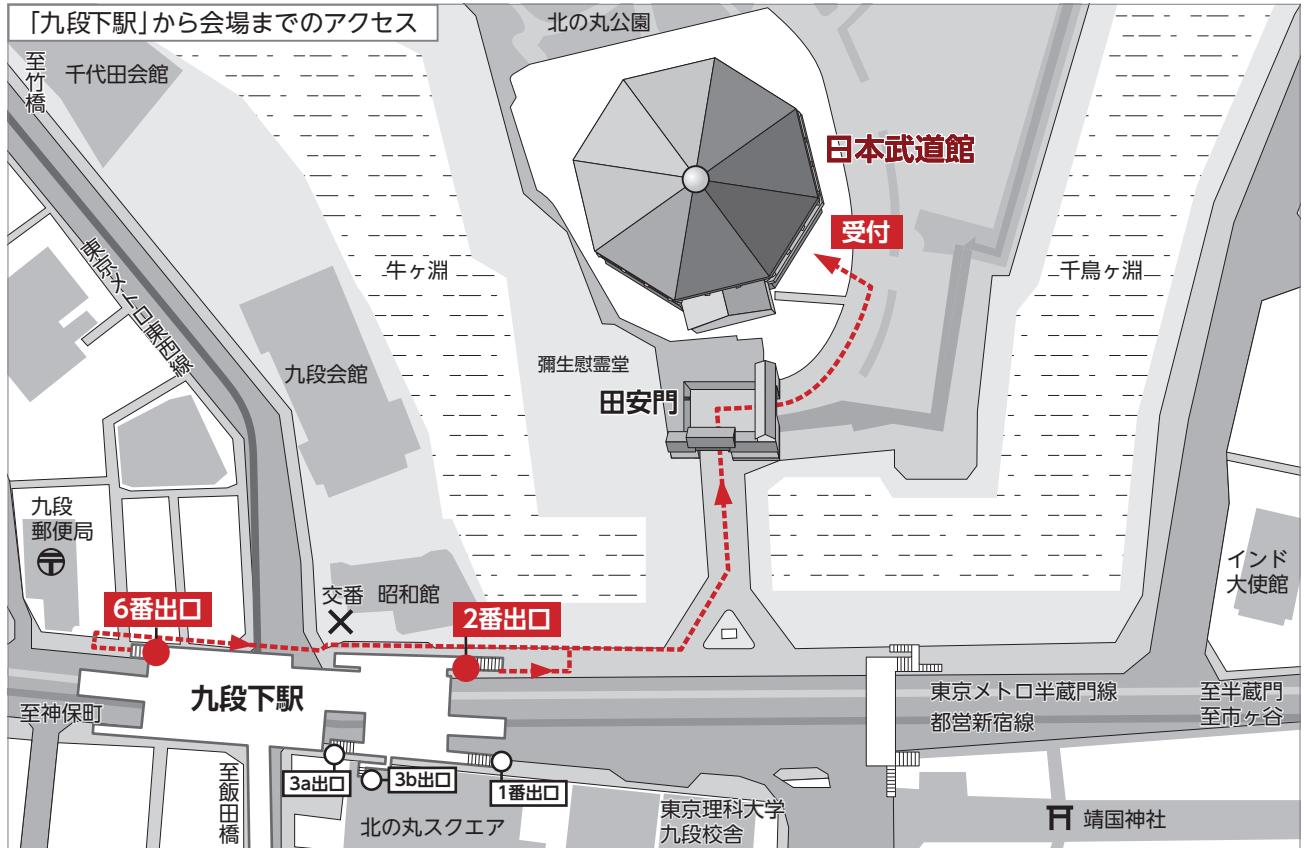
<議決権電子行使プラットフォームについて>

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

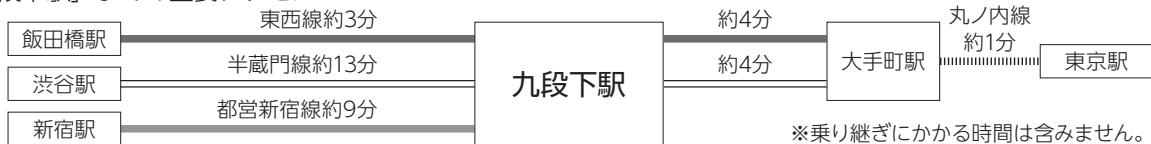
株主総会会場ご案内図

会場 **日本武道館** 東京都千代田区北の丸公園2番3号



交通のご案内 東京メトロ 東西線・半蔵門線、都営新宿線 **「九段下駅」** から徒歩約10分

「九段下駅」までの主要アクセス



お願い 当日は駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。